

介護老人保健施設

あじさいの郷

## 介護予防通所リハビリテーション運営規程

医療法人 勝又

# 介護老人保健施設あじさいの郷 介護予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人勝又が開設する介護老人保健施設あじさいの郷（以下「当施設」という。）が実施する介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防通所リハビリテーションは、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が、1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

(2) 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

(3) 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

(4) 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

(5) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。

(6) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省の医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその扶養者の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は、次の通りとする。

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 施設名   | 医療法人 勝又 介護老人保健施設 あじさいの郷 |
| (2) 開設年月日 | 平成5年4月20日               |
| (3) 所在地   | 神奈川県足柄上郡開成町金井島 1966 番地  |
| (4) 電話番号  | 0465-20-5463            |
| FAX番号     | 0465-20-5464            |

(5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (145 - 1480022)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 管理者         | 1人      |
| (2) 医師          | 1人以上    |
| (3) 薬剤師         | 0.4人以上  |
| (4) 看護職員        | 9.7人以上  |
| (5) 介護職員        | 24.3人以上 |
| (6) 支援相談員       | 1人以上    |
| (7) 理学療法士・作業療法士 | 1人以上    |
| (8) 管理栄養士       | 1人以上    |
| (9) 介護支援専門員     | 1人以上    |

2 前項に定めるもののほか、施設の運営上、必要な従業者を置くものとする。

※上記のうち通所リハビリテーション職員体制（介護予防含む）：医師 常勤兼務1人、理学療法士等 非常勤兼務2人、看護師 非常勤兼務1人、介護員 非常勤兼務3名

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士は、医師やリハビリスタッフ等と共同して、介護予防通所リハビリテーション実施計画書を作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び摂取量調査等利用者の栄養管理を行う。
- (9) 支援相談員は、介護予防支援事業所等の担当職員が作成した、介護予防サービス計画書に基づき、介護予防通所リハビリテーション計画書を作成し、利用者に説明・同意・交付を行う。なお、作成後においては、介護予防通所リハビリテーション計画書の実施状況の把握、及び評価を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間を以下のとおりとする。

- (1) 土、日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。営業時間は午前8時45分から午後5時とする。
- (2) 営業日の午前9時30分から午後12時30分、午後1時30分から午後4時30分までをサービス提供時間とする。

(利用定員)

第8条 介護予防通所リハビリテーションの利用定員数は、1日30人(各部15人定員)とする。(通所リハビリテーションも含む)

(介護予防通所リハビリテーションのサービス内容)

第9条 介護予防支援事業所等の担当職員の立案した計画書に基づき、医師、理学療法士、作業療法士及びリハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行う。

- (2) 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付負担の自己負担額を、別に定める料金表により支払を受ける。
- (2) おむつ代、行事参加費を別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。但し地域外は応相談で実施。地域外は中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象。

- ・山北町(地域外:皆瀬川、神縄、玄倉、神尾田、中川、世附、湯触、川西、山市場、谷ヶ、都夫良野)
- ・松田町
- ・大井町(地域外:赤田、高尾、柳、篠窪)
- ・開成町
- ・南足柄市(地域外:矢倉沢)
- ・小田原市一部のエリア 曾比、栢山、小台、新屋、柳新田、堀之内、鬼柳、飯田岡

(記録の整備)

第12条 介護予防通所リハビリテーション事業に関わる諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(身体拘束等)

第13条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う

場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録の記載する。

- (2) 身体拘束廃止に関する基本指針に基づき、定期的（毎月1回）に身体拘束廃止委員会を開催する。必要時は随時開催する。
- (3) 身体拘束廃止に関する施設内職員研修を、定期的（毎年2回）に実施する。必要時は随時実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（虐待の防止等）

第14条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的（毎月1回）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的（毎年2回）な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第15条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 飲酒・喫煙は、施設内では禁止する。
- (2) 火気の取扱は、十分気をつける事。
- (3) 設備・備品の利用は、施設の許可を得る事。
- (4) 所持品・備品等の持ち込みは、施設の許可を得る事。
- (5) 介護予防通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、医師の許可を必ず受けること。
- (6) 金銭・貴重品の管理については、各自の責任において所持すること。
- (7) 宗教活動は、原則禁止する。
- (8) ペットの持ち込みは、原則禁止する。
- (9) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (10) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、各室職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち合う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（業務継続計画の策定等）

- 第17条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
  - (3) 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第18条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- (2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

（苦情、相談体制）

- 第19条 当施設は、提供する介護保険サービスについての要望、苦情、相談に対し、支援相談員を窓口として、誠意を以って対応に努める。

（協力医療機関）

- 第20条 当施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関、協力歯科医療機関を定める。

- |          |  |
|----------|--|
| 協力医療機関   | 医療法人勝又 高台病院（神奈川県足柄上郡開成町金井島 1983）         |
|          | 医療法人社団 綾和会間中病院（神奈川県小田原市本町 4-1-26）        |
|          | 神奈川県立 足柄上病院（神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 866-1）       |
| 協力歯科医療機関 | 医療法人社団藤栄会 小田原歯科診療所（神奈川県小田原市浜町 1-1-49-1F） |

(職員の服務規律)

第 2 1 条 当施設職員は、関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 2 2 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 2 3 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人陽風会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 2 4 条 当施設職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 2 5 条 利用者の使用する施設、設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的（毎月 1 回）に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従事者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 前 2 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

4 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

5 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 2 6 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間及び当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密及び個人情報等を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金をもとめるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第27条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

- (2) 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- (3) 介護予防通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めない、  
運営に関する重要事項については、医療法人陽風会介護老人保健施設あじさいの郷の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規定は、令和4年9月1日より施行する。

令和5年7月24日改訂する。

令和5年12月4日改訂する。

令和6年4月1日改訂する。

令和6年10月1日改訂する。